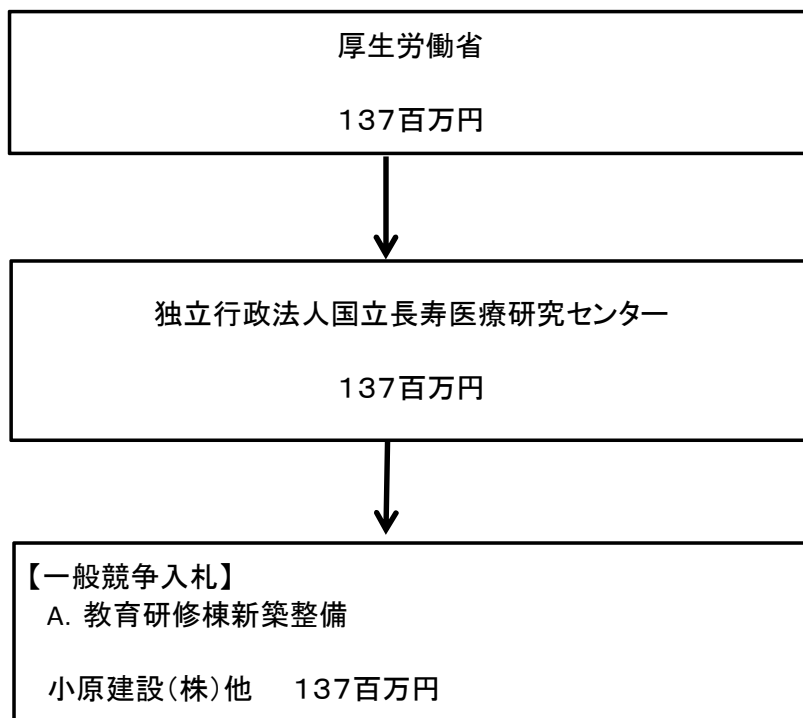


平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費			担当部局	医政局	作成責任者		
事業開始年度	平成22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	医療経営支援課	課長：佐藤美幸		
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-4-1 政策医療を向上・均てん化させること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条第1項			関係する計画、通知等	平成22年11月26日厚生労働省発医政1126第13号「平成22年度独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費の国庫補助について」 平成25年5月15日厚生労働省発医政0515第6号「平成25年度独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費の国庫補助について」 平成27年4月9日厚生労働省発医政0409第2号「平成27年度国庫債務負担行為に基づく国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費の国庫補助について」			
主要政策・施策				主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの施設の整備のために要する経費を補助することにより、同センターの業務(加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等)の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが施工する施設の整備。平成22年度からの整備内容(予定を含む)は以下のとおり。 ・実験動物棟整備(平成22年度～平成24年度) ・教育研修棟新築整備(平成25年度～平成27年度(予定)) ・新築移転整備(平成27年度～平成29年度(予定))							
実施方法	補助							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	236	137	662		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	625	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
		計	625	236	137	662	0	
	執行額	625	236	137				
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 29年度
	国立長寿研究センターが施工する施設整備の整備完了年度数	国立長寿医療研究センターが施工する施設整備の完了数	成果実績	件	1	-	-	
			目標値	件	1	-	-	1
			達成度	%	100%	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	国立長寿医療研究センターが施工した施設の整備※「活動実績」は、整備中の件数である。	活動実績	件	1	1	1		
		当初見込み	件	1	1	1	2	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X:「当該年度執行額」 Y:「当該施設数」	単位当たりコスト	百万円	625	236	137	662	
		計算式	X / Y	625 / 1	236 / 1	137 / 1	662 / 1	
平成27-28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	施設整備費	662						
	計	662	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	国立長寿医療研究センターが実施する研究は、他の研究者が実施しない又はできない研究(①国民の健康に重大な影響のある疾患のうち、国として早急又は積極的に対応する必要があるという判断した研究②難治性・希少性の疾患に関する研究③中長期に渡って継続的に実施する必要がある疫学的なコホート研究や、専門領域における相当数の症例の積み重ねにより明らかとなった新たな科学的知見を踏まえ、治療指針(ガイドライン等)を作成・改訂するための研究等、その成果の普及及び政策の提言につながる研究)を通じ、国との密接な連携の下、我が国の政策課題となっている加齢に伴う疾病に対する高度専門的な医療の開発及び確立、人材育成等を行っていることから、国が実施すべき事業であり、事業の優先度も高く、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	同上	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	同上	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	毎年、「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」のフォローアップを行い、契約方法の検証をしていることが確認できているため、妥当と考える。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	独立行政法人評価委員会(高度専門医療研究部会)の評価を行っており、適正であると考ええる。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	独立行政法人評価委員会(高度専門医療研究部会)の評価を行っており、適正であると考ええる。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	整備計画は整備しようとする建物の目的に沿った適切な設計を行い、安全性を考慮しつつ、適切な材料を採用するなどコスト削減に努めている。	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果実績は成果目標に見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	整備された施設については、当センターの事業目的に沿って、活用されている。	
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	「事業番号094:国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費」運営費交付金は研究・臨床基盤経費等の費用であり、建物等の整備費用である施設整備費とは重複しない。「事業番号101:独立行政法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金」設備整備費は医療機器等の整備を行うための費用であり、研究・臨床基盤経費等の費用である運営費交付金とは重複しない。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
厚生労働省医政局医療経営支援課	94	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費			
厚生労働省医政局医療経営支援課	101	独立行政法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金			
点検・改善結果	点検結果	上記のとおり、点検したところ現段階では特段問題はないものと考え			
	改善の方向性	現段階では特段問題はないため、成果目標(施設整備の完了年度)に沿った執行がなされるように注視していく。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	913	平成23年度	905	平成24年度	1034
平成25年度	87	平成26年度	93		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

※平成27年4月より、「独立行政法人」から「国立研究開発法人」に名称変更

A.小原建設(株)			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
施設費	教育研修棟新築整備その他工事(建築)【前払金】	137			
計		137	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	小原建設株式会社	教育研修棟新築整備その他工事(建築)	136.5	5	-
2	株式会社大建設	教育研修棟新築整備その他工事(設計)	0.3	3	-

注) 落札率については、他の契約の予定価格を類推されるおそれがあり、また、センターの事務若しくは事業に支障が生じるおそれがあるため、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター契約事務取扱細則第42条に基づいて公表しない。